

学校法人東京工芸大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針」に基づき、東京工芸大学（以下「本大学」という。）の職員等が教育研究活動の一環として行った研究等により創出された発明等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許権の対象となる発明
- ロ 実用新案権の対象となる考案
- ハ 意匠権の対象となる意匠の創作

(2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- イ 学校法人東京工芸大学（以下「法人」という。）と雇用契約のある専任職員
- ロ 法人又は本大学との間で、発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している者

(3) 「発明者」とは、発明等を行った職員等をいう。

(4) 「職務発明」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ その性質上本大学の業務範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が本大学における職員等の現在又は過去の職務に属する発明等
- ロ 本大学の職員等が本大学の研究費（学外から獲得した研究資金等も含む）を利用し、又は本大学が管理する施設、設備若しくは装置を利用して行った研究等の成果である発明等
- ハ 本大学の発意に基づき実施された研究成果で、本大学の名義をもって、公表又は学外への移転が予定される発明等

第2章 権利の帰属及び発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明に係る権利の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、第6条第1項の規定に基づき、法人が承継しないと決定したときはその限りではない。

(届出及び受理)

第4条 職員等が職務発明等を行ったときは、速やかに発明等届出書（様式第1号）を第14条第

2 項に規定する発明評価委員長に届出るものとする。

- 2 発明評価委員長は、前項の届出があったときは、発明等届出受領書（様式第2号）により当該発明者に対し、受理した旨を速やかに通知しなければならない。

（意匠の取扱い）

第5条 職務発明のうち、第2条第1号ハに規定する意匠の創作に関しては、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものに限り届出るものとする。

- （1） 技術移転の見込みが生じ、意匠登録出願が想定される意匠の創作
- （2） 発明者が学外発表又は意匠登録出願を希望する意匠で本大学での管理を希望する意匠の創作
- （3） 共同研究又は受託研究等の契約において法人に帰属するものとされている意匠の創作
- （4） 法人に帰属することが条件とされている研究助成の成果物としての意匠の創作
- （5） 発明評価委員長に届出た発明又は考案の対象物と密接な関係がある意匠の創作

（権利の承継等）

第6条 理事長は、第4条第1項及び第5条による届出があったときは、第12条に規定する発明評価委員会の議を経て当該発明等の権利を承継するか否かを決定するものとする。

- 2 前項による決定がなされたときは、理事長は評価結果報告書（様式第3号）により当該発明者に対し速やかに決定の結果を通知するとともに、権利の承継が決定されたものについては、出願等権利保護のために必要な手続きを行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長及び発明評価委員長が必要と認めたときは、発明等の権利の承継が決定する前に権利保護等のため発明者の同意のもと、法人が発明等の権利を承継し、出願等の必要な手続きを行うことができる。

（権利の譲渡等）

第7条 発明者は、発明等の権利が法人に承継されることとなったときは、権利譲渡書（様式第4号）を理事長に速やかに提出しなければならない。権利譲渡書の提出をもって、法人に譲渡されるものとする。

- 2 前項により法人が権利を承継した発明等が、何等かの事情により権利を承継しないものと決定されたときは、理事長はその理由を明示したうえで速やかに発明者に当該権利を返還するものとする。

（再評価の申出）

第8条 発明者は、第6条第1項の決定に異議があるときは、同条第2項の通知を受けた日から起算して2週間以内に発明等の再評価依頼書（様式第5号）をもって発明評価委員長に再評価を申出ることができる。

- 2 理事長は、前項による再評価の申出があったときは、発明評価委員会の議を経て再評価申出の当否を決定するとともにその結果を当該発明者に通知するものとする。

第3章 発明者等に対する補償

(補償金の支払)

第9条 法人は、第6条第1項又は第8条第2項に基づき理事長が承継すると決定し、法人が承継した権利に係る発明等が登録されたとき、発明等を行った発明者に対し、登録補償金として、1件につき12千円を支払うものとする。

2 法人は、法人が所有する発明等に基づく権利の実施許諾又は権利譲渡等により収入を得たときは、当該発明者等に対し、技術移転機関に支払った費用及び発明等出願後に要した権利取得のための費用を差し引いた残額を実施補償金として次のとおり分配する。

- イ 発明者 30%
- ロ 発明者が所属する研究室 30%
- ハ 法人 40%

3 第1項及び前項の登録補償金及び実施補償金は、当該補償金を受ける発明者又は研究室が複数であるときは、発明者及び発明者が所属する研究室に対して、それぞれ第7条第1項に規定する権利譲渡書に記載される持分に応じて支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は、当該権利を有する者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

(発明者が所属する研究室が存在しなくなったときの対価)

第11条 第9条第2項の収入が得られた時点において同項に規定する発明者が所属する研究室が存在しないときは、当該補償金は法人に帰属するものとする。

第4章 発明評価委員会

(発明評価委員会)

第12条 職務発明に関する事項を協議するため、発明評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第13条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 第4条第1項の規定により届出のあった発明等の権利の帰属に関する事項
- (2) 第8条の規定に基づく発明等の再評価に関する事項
- (3) 承継された発明等の権利化処理、権利の維持及び活用等に係る評価に関する事項
- (4) 発明等に関わる共同研究、受託研究及び技術移転契約等に関する事項
- (5) その他、発明等の取扱いに関する必要な事項

2 委員会は、必要に応じ当該発明者及び当該発明に係る関係者等から意見を聴くことができる。

3 委員会は、第1項に規定する事項に関する業務の一部を外部機関に委託することができる。

(委員会の構成)

第14条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 本大学教育職員 若干名

(3) その他、委員長が必要と認める者 若干名

2 委員長は、理事をもって充てる。

3 第1項第3号に定める者については、学外の専門的知識を有する者に委嘱することができる。

第5章 その他の事項

(秘密の保持)

第15条 発明等について内容を知り得た者及び発明者は、当該発明等の内容等について、出願までの期間、当該発明等に係る秘密を保持しなければならない。

2 前項の秘密保持期間は、法人と発明者が協議のうえ延長することができるものとする。

(発明者等の協力)

第16条 第6条第1項又は第8条第2項により法人が承継することを決定した発明等について、発明者は、先行文献の調査、発明等出願手続き、権利化手続き及び活用に関する活動等に協力しなければならない。

(発明等の活用に関する取扱い)

第17条 技術移転等を目的とした発明等の外部機関への委託や特許出願の特許情報の公表に関しては、特別な事情がない限り委員会に委ねるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発明者が制限すべき特段の理由があるときは、発明評価委員長に対し特許等の取扱確認書(様式第6号)を提出し、発明等の活用の制限を希望することができる。

(事務局)

第18条 この規程に定める事務は、教育研究支援課が行う。

(補則)

第19条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議のうえ委員長が定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学長の意見を聞いて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。